委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月5日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番 号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045a/

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せ てその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直しへの支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案) 別表第一 教育委員会 第二の項 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直しへの支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第一条	福島県立高等学校学び直しへの支援金交付要綱 第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する</u> ことを目的とする。	この要綱は、高等学校等を中途退学した後再び福島県立高等学校(専攻科を除く。以下「県立高等学校」という。)で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間である36月(定時制課程及び通信制課程においては48月)の経過後も、卒業までの間、継続して県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減をはかるため、福島県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が行う福島県立高等学校学び直しへの支援金(以下「学び直しへの支援金」という。)の支給について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		福島県立高等学校学び直しへの支援金交付要綱 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月 1日文部科学大臣決定)